

## 大規模災害時等における防災エキスパート支援に関する協定

浦安市（以下「甲」という。）と一般社団法人関東地域づくり協会（以下「乙」という。）は、大規模災害時等における関東地方防災エキスパート（以下「防災エキスパート」という。）の支援に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、浦安市の区域において大規模災害が発生した場合又は、災害に備えて防災エキスパートがボランティアで支援活動等に協力することに関して、甲及び乙が実施すべき事項を定めるものである。

（対象となる災害）

第2条 この協定の対象となる災害は、災害対策基本法（昭和36年法第223号）第2条第1号に規定する災害で、甲が浦安市地域防災計画に基づき、本部を設置する体制をとるものを基本とする。

（平常時における協力の内容）

第3条 平常時における防災エキスパートの支援活動等の範囲

甲が実施する防災訓練、防災講習会等において乙が協力を行う。

（災害発生時における協力の内容）

第4条 災害発生時における防災エキスパートの支援活動等の範囲

① 災害発生時の被災状況収集及び連絡を行う。

② 災害復旧事業に関する支援及び技術的助言を行う。

（協力要請）

第5条 甲は、災害時に必要が生じたときは、乙に対し、原則として書面により、国土交通省関東地方整備局を通じて要請を行うものとする。ただし、これによりがたいときは、口頭、電話等により要請し、その後速やかに書面を提出するものとする。

2. 平常時の要請に関しては、事前に甲乙で協力内容等について調整を行い、要請する。

（甲及び乙の責務）

第6条 防災エキスパートによる支援活動等に対して甲及び乙の責務

① 災害復旧等に関する判断は、甲が行う。

② 支援活動等は、乙の防災エキスパート制度要綱、登録規約、活動要領にもとづき対応する。

（経費の負担）

第7条 乙の業務実施に要した経費は、原則として乙が負担する。ただし、場合によりその経費負担については、甲、乙の協議により決定することができる。

（損害の補償）

第8条 第4条に定める業務に従事する者が、他人に損害を与え、又は負傷し、又は疾病にかかり、あるいは死亡した場合における補償については、原則として乙が負担する。

2. 乙は、前項の事案発生した場合には、遅滞なくその状況を書面により甲に報告し、その後の措置について必要により、甲、乙が協議するものとする。

（連絡体制）

第9条 甲及び乙は、連絡体制を作成して毎年度当初に確認を行う。

（有効期間）

第10条 本協定の期間は、協定を締結した日から平成26年3月31日までとする。

なお、期間満了の1ヶ月前までに甲乙いずれからも申し出がない時は、引き続き1年間継続するものとし、当該期間が満了したときも同様とする。

2. 本協定締結後、甲乙いずれかの申し出により本協定を廃止することができる。

なお、申し出時期は廃止する期日の1ヶ月前とする。

(その他)

第11条 本協定書に定めのない事項、又は疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議して定める。

この協定の証として本書2通を作成し、甲乙が記名押印のうえ各々1通を保有する。

平成25年5月31日

甲 千葉県浦安市猫実一丁目1番1号  
浦安市  
浦安市長 松崎秀樹

乙 埼玉県さいたま市大宮区  
吉敷町四丁目262番地16 マルキュービル  
一般社団法人 関東地域づくり協会  
理事長 奥野晴彦